

行政視察報告

(会派 政進クラブ)

<視察目的>

- ・安来市議会が通年議会を導入するにあたり、既に導入している荒川区の議会の運営状況を説明してもらう。
- ・本来裁くべき裁判官が訴追を受ける裁判所を視察し、見聞を深める。
- ・自治省の職員からの平成 30 年度地方財政対策についての説明を受け、今後の議員活動の参考にするため。
- ・島根県の東京事務所の役割を知ることにより、より地方の声を聞いていただけるようにする。

<視察概要一覧>

視察月日	視察先	視察施設	視察内容
平成 30 年 1 月 25 日 (木)	東京都荒川区役所	荒川区議会	通年議会について
	参議院第二別会館	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所内の見学
平成 30 年 1 月 26 日 (金)	衆議院第二会館	研修室	平成 30 年度地方財政対策について
	都道府県会館	島根県東京事務所	東京事務所の役割等について

<視察概要報告>

1、東京都荒川区荒川区役所

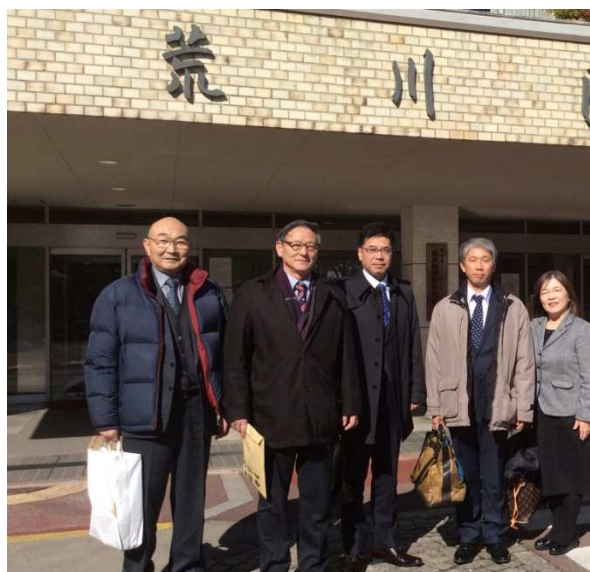
●対応者：荒川区議会事務局長 濱島 明光氏

●場 所：荒川区議会議長室

●概 要：荒川区が実施する通年議会について

- ・導入決定から、議会開会までの経緯
- ・根拠となった法令等
- ・導入次期及び会期日程等
- ・導入のメリット、デメリット
- ・通年議会実施による関係部署への影響

以上の内容を議会事務局長より説明を受ける。



＜考 察 1＞ 田中武夫

荒川区役所に到着後、職員の歓迎を受け、対応に感銘をうけた。

安来市では先日、3 来市交流会に於いて、玄関で総務課職員総出のお迎えをしたが、迎えられる側で恐縮した。

安来市議会基本条例を昨年制定時2年を超えない期間に、通年議会施行を詠っており、荒川区の先進事例はとても参考になった。

通年議会については安来市議会に於いても、協議を重ねてきたが、導入されてからの事例説明で、具体的な内容、メリット、デメリットが良く理解でき、安来市議会での実施に向けてとても良い視察であった。

＜考 察 2＞ 岩崎 勉

安来市の選挙月や議会運営等とは若干の差異はあるものの、根拠法令を従来法型と定め、執行機関と市民に対して無用な混乱を招かずに通年議会を導入した経緯は見習うべき点があると感じました。

＜考 察 3＞ 飯橋由久

通年議会を取り入れることになった安来市市議会として、平成26年より通年議会制を取り入れ、施行している荒川区議会を視察した。導入に至る経緯から始まり、具体的な内容として、定例会の回数や会期、本会議の種類・呼称などの説明を受けた。

この中でもポイントとして会期についてであった。開会議会を何月にするか？

安来市の場合において何月が望ましいのか、いくつかの例を挙げて細かく説明を受けた。また導入のメリット・デメリットに関する話も聞き、今後導入する際のアドバイスを受け、非常に参考になった。良き導入例があるので、これを参考に新しい安来市議会スタ

イルを構築して市民にわかりやすく、滞りない議会運営をしていかなければならないと考えます。

2、参議院第二別館 裁判官弾劾裁判所

●対応者：参議院外交防衛委員会 専門員 調査室長 宇佐美 正行氏

●場 所：参議院第二別会館 南棟

●概 要：裁判官弾劾裁判所の説明及び、法廷内の見学

- ・裁判官弾劾裁判所の始まり等の歴史的な説明。
- ・裁判の流れ
- ・実際の判例等

<考 察 1> 田中武夫

裁判官を裁く裁判所が参議院会館に存在する事すらしなかったし、罷免等の裁判が、国会議員から選ばれた裁判官であることも初めて知り、とても参考になった。

<考 察 2> 岩崎 勉

弾劾裁判所の歴史や過去の事件と裁判について担当官から説明を受け、司法権の独立や三権分立などの憲法上の基本原則とも関わりが深いことを理解することができました。

<考 察 3> 飯橋由久

弾劾裁判所とは、裁判官の身分にふさわしくない行為をしたり、職務上の義務に違反したとして、裁判官訴追委員会から、罷免の訴追を受けた裁判官を辞めさせるかどうか判断する裁判所である。

罪を犯した人、ならびに事件を裁く身である裁判官が本来の姿を見失うと、この裁判所で自らが裁かれるのである。立場は違うが、市民の代表として選ばれた者として本来の市民第一という姿を決して失ってはいけないと感じました。

3、衆議院第二会館 研修室

●対応者：総務省自治財政局調整課 理事官 志賀 真幸氏

●場 所：衆議院第二会館 研修室

●概 要：平成 30 年度地方財政対策について考える

- ・平成 30 年度地方財政対策について
- ・地方交付税算定について
- ・基金について

以上の内容を担当者から受ける。

<考 察 1> 田中武夫

総務省から、地方財政に関して説明を受け、合併算定替の概要、基金に対する考え方について説明をうけ、リーマンショック時のような、財政出動がないことを考えれば、更なる公共施設の適正管理が重要であり、長寿命化、立地適正化、役所機能緊急保全の新規事業を確実に実行する必要性を実感した、安来市での対応が急がれる。

<考 察 2> 岩崎 勉

総務省担当官から平成 30 年度地方財政対策等についての説明を受け、国の予算の全体像と地方交付税算定方法等について学ぶことができました。その後の意見交換で国家機関の担当官から直接話を聞くことができ、今後の安来市政の課題解決に役立てたいと思いました。

<考 察 3> 飯橋由久

総務省自治財政局調整課 理事官 志賀 真幸氏より平成 30 年度地方財政対策に関する講義を受けた。ポイントとして一般財源の確保内容や、地方交付税の姿、一般財源行政経費とした「まち・ひと・しごと創生事業費、重点課題対応分」の財源確保等の問題の説明。地方交付税算定関係に関する説明も受けました。総務省側からの直接の説明で、国側、地方自治体側からの両面から見た内容で比較しやすく大いに参考になりました。今後議員活動に役立てていきたいと思っています。

4、島根県東京事務所

●対応者：島根県東京事務所 管理行政部長 米原 賢治氏

●場 所：都道府県会館

●概 要：平成 30 年度地方財政対策について考える

- ・関係省庁に対し県等がどのような提案、要望活動を行う際の連絡調整及び情報収集

- ・にほんばし島根館をアンテナショップとした観光振興、県物産品、定住促進（現在工事中の為、2 月まで閉館中）

以上の内容を担当者から受ける。

<考 察 1> 田中武夫

国の各省庁要望の際には、東京事務所の県職員さんに案内をお願いするので、新人議員さんを紹介。今後の対応をおねがいをした。

<考 察 2> 岩崎 勉

地方政治に関わる者として、県の出先機関で現場業務に携わっている方々との情報・意見交換は大変勉強になり今後の安来市政に役立てたいと思いました。

<考 察 3> 飯橋由久

島根県東京事務所は、島根県の東京における出先機関として設置されている事務所である。2 月 15 日まで「にほんばし島根館」の入居ビルの工事のため閉館中で視察は出来なかったが、2020 年開催の東京オリンピックにおいて相当の観光客等が東京に訪れると考えられます。今まで以上に島根県の観光客誘致はもちろんのことであるが、安来市の物産品の P R や安来市への定住促進も強化していただきたいと要望した。

以上